

「当事者性」からみた現代の地域社会における生活圏の認識に関する試論

——大分県臼杵市を事例として——

城戸 秀之

1. 研究の目的と本稿の課題

社会は人々の成す社会過程において表象され、それによって認識されると考えられる。本稿の研究目的は現代社会における社会認識と表象、特に地域社会の認識と表象に関して現代社会論の観点から考察することにある（城戸2008）。地域社会を対象とするには2つの理由がある。第1は現在の地域社会をめぐる社会的状況であり、第2は現代社会論における全体社会と個人との中間領域としての地域社会、あるいはグローバルなものに対するローカルなものに関する理論的な問題である。

第1の点については、現在の政策や市民活動において、地域社会には問題解決のための協働が求められていることが挙げられる。民主党政権における「新しい公共」¹においては政策課題に国民の参加が求められ、それは社会的責任²

として位置づけられている。現政権での「地方創生」³においても地域社会は経済成長という政策課題に対して自主的・自立的な対応を求められている。また、市民活動においても「子ども食堂」⁴に見られるように自発的な課題解決のために地域社会での協働の必要性が高まっている。

その一方で、現代社会論の立場からは、現代の社会システムは機能性と汎用性が高まり、グローバル化が進む全体社会とパーソナル化が進む個人の間の中間領域である地域社会とそこにある社会集団は以前のような社会的役割を果たすことが困難になっている（城戸2017）。リッツァは消費社会としての現代社会において機能性と合理性があらゆる領域に浸透することを「無のグローバル化」として論じ、「ローカル」なものの存在が次第に困難になっていることを指摘している（Ritzer 2004=2005）。また、情報

¹ 「新しい公共」の内容については、「新しい公共」円卓会議の「『新しい公共』宣言」（2019年8月3日取得、<http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/declaration-nihongo.pdf>）を、また、政府の取り組みについては内閣府ホームページ「新しい公共」（2019年8月3日取得、<http://www5.cao.go.jp/npc/>）を参照のこと。

² これについては、社会的責任に関する円卓会議の「『私たちの社会的責任』宣言——『協働の力』で新しい公共を実現する」（2019年8月3日取得、<http://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/forum/meetings/files/documents/sr-sengen.pdf>）を参照のこと。

³ 地方創生については、内閣官房・内閣府 総合サイト「地方創生」を参照のこと（2019年8月3日取得、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>）。

⁴ 子ども食堂については、農林水産省『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集』（2018年）（2019年8月3日取得、<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/set00zentai.pdf>）、および吉田祐一郎（2016）を参照のこと。

論の観点から地域社会を論じる森谷は「地域」はもはや自明の行為の前提ではなく、地域社会の運動の中で認識されるべきものであることを指摘している（森谷 2002）。現代社会の地域社会にはそのままでは協働の準拠枠として機能することは期待できない。社会的な課題解決において語られる「地域社会」や「コミュニティ」の語が集合としての人びとの一体感や共属意識を暗黙の内に含むことと、日常生活において認識される、または認識されない「地域社会」との間には大きな齟齬が生じていることを確認する必要がある。これが第2の理由である。

このような状況を考察するためには、地域社会での協働の前提として地域社会についての社会認識、つまり人と人の相互関係の場としての生活圏の認識や表象について検討する必要があると考える。筆者はこの問題関心から後述のように1990年代以降の地域情報化を対象として、そこでの地域課題の設定とその取り組みにおいて地域社会が生活圏として表象・認識される過程を考察してきた。しかし、近年、モバイル化、クラウド化、AI化など情報環境が高度化するに伴って、情報化における全体的情報通信システムと個々のユーザーとの中間領域としての地域社会は、情報化においてその活動の自立性が次第に難しくなり、認識や表象の場として機能を果たしにくくなることが確認された（城戸 2009, 2014）。

にもかかわらず地域情報化を題材とするのは情報通信が現代の社会システムの基礎的インフラであり、地域社会における生活圏の再認識を問うのならば、現代の情報環境においてその可否を考察する必要があると考えるからである。この観点からこれまで、現代社会の社会空間の変容に関して、生活空間の機能化・汎用化の進

展、地域社会の表象における顕像と潜像、現代社会における日常と非日常の構造、機能化が進む中での「場所」としての生活空間の意味を主題として考察を重ねてきた（城戸 2016, 2017, 2018）。そこでは、伝統的な地域社会のような明確な領域をもつ一意的な表象と認識とは異なるものとして、現代の汎用的で機能化した生活において個々人が日常の生活要件の充足を通して得られる表象と認識のあり方を捉え、そこから機能的な生活空間としての地域社会が多義的な形態で可読化されうる可能性の考察を試みた。

本稿では考察を進めて生活圏への個人や地域集団の関与のあり方を「当事者性」という観点から検討する。後に見るように「当事者」という概念はすでに中野・上野が障害者福祉において「当事者主権」という個々の社会的弱者の自己決定の権利を主張する立場から論じられている（中野・上野 2003）。本稿ではそれとは文脈を変えて、地域社会の生活圏における生活要件の供給・享受における自発的関与を示すために用いる。近年はAIアシスタントを利用するスマートスピーカーの普及が示すように、生活要件の提供と享受はさらに汎用化・自動化が進み、生活圏における社会的な相互関係はさらに不可視化が進んでゆくと考えられる。こうした状況の中でも、地域社会で主体的に運用される地域情報ネットワークによる情報通信サービスを活用することによって地域社会を可視化し、そこでの社会的関係の基盤となりうる当事者としての認識を生み出す可能性を検討することが本稿での課題となる。

以下、次章では生活圏における当事者性の意味をモバイル社会としての社会空間の様態の検討を加えて考察する。第3章ではそれを踏まえ

て大分県臼杵市の事例について考察を行い、最後に現代社会の文脈における地域社会の表象と認識の可能性について検討したい⁵。

2. 現代社会の分析視点としての「当事者性」

前章で触れたように、これまで現代社会における社会的表象や社会空間としての「場所」のあり方を通して現代社会、および地域社会での社会空間の可視性と不可視性について考察してきた。そこでは現代的な生活空間において機能化が進んで汎用性が高まることで、これまでのように境界をもつ領域という一義的に認識可能なものとして地域社会が表象されにくくなっていることを考察した。本稿ではそのような現代的环境における生活過程に焦点を合わせて、それを通した生活空間に対する意味づけの側面を検討したい。

本章では、そのために日常的な生活過程におけるアクターのあり方を捉える視点として「当事者性」を考える。その場合、課題達成に特化した運動や行為の過程だけではなく、日常での生活過程における様々な生活要件の提供・享受にも焦点を合わせる。そうすることで前章で述べたように、現代的な財やサービスの提供・享受の過程において、その中での社会認識のあり方を捉えられると考えるからである。

以下、まず現代社会の観点から先行研究にもとづき「当事者性」の意味を考察し、さらにモバイル社会としての現代生活のあり方を検討する。それを通して、現代的な生活空間において

「地域社会に関与する存在」としての何らかの社会的認識を獲得する契機について考えて見たい。

2.1 現代的な生活における「当事者性」

生活サービスの授受における「当事者性」

「当事者」であることとはどういうことであろうか。これについては中西正司と上野千鶴子の論考がある（上野・中西 2003）。中西と上野は福祉サービスにおけるサービス受給者の自己決定権を論じる方法として「当事者主権」を提唱する。そこで「当事者」は何らかのニーズをもったサービスのエンドユーザであり、それに応じて当事者となる可能性をもつと定義される（中西・上野 2003: 2）。中西らは自立を社会的相互依存において捉え、万人が主権者であるという立場から現在の福祉サービスの授受における行政・専門家と受給者との間の関係を批判している。

本稿は前述のように生活空間における一般的なサービスの提供・享受のあり方を捉えようとするものだが、中西と上野の議論は次の点を明らかにしてくれる。第1に「当事者性」は個々のニーズとサービス受給との関係における自己決定として捉えることができる点である。第2に「当事者性」が自己のニーズの認識を契機となる点である。これらの論点によってサービス化が進む生活空間において「当事者」をサービスの提供と享受を通した過程の中に措定することが可能になる。この2点から現代社会における「当事者性」のあり方を考えてゆく。

⁵ 第3章で取り扱う臼杵市の事例については、2018年8月に実施した聞き取り調査を中心に、2001年以降の同市での調査内容をまとめたものである。これまでご協力いただいた臼杵市役所総務課の関係者各位にはここでお礼を述べたい。

生活サービスの授受における当事者性の準拠枠

地域社会での生活者としての当事者性について考察するに当たり、ここでは生活過程を財、サービス、情報に関する授受のチャンネルの選択的利用において捉えるが、本節ではまず、地域課題において前景化した場合での当事者性について見てゆく。

山崎亮はコミュニティデザインの観点から地域再開発での施設のリノベーションにおける住民の参加と、それを契機とする協働の継続である協同組織の活動の重要性を論じている(山崎2012)。ここでは公共施設の利用におけるサービスの授受が契機となる当事者性が考えられ、それが公共事業への参加を通して地域住民の中での協働として結果する過程が示されている。公共事業という共通する準拠枠が設定されることにより、施設のサービス利用者というニーズが前景化され主題化されて、関係する住民において当事者性が協働を通して生活サービスの提供と享受の両面で現れていると考えることができる。

これはアソシエーション的な準拠枠の設定による当事者性の顕現として捉えることができる。これについて中庭光彦と田所承己の論考を見てみよう。中庭は地域政策の観点から事例を紹介しつつ人口減少を前提とした地域づくりの可能性を論じている(中庭2017)。そこでは人口の視点から戦後の地域政策の特徴を区分したうえで、コモンズを鍵概念として新しい形でのコミュニティのあり方を「コミュニティ3.0」として提案している。彼の論理の特徴は、新たに設定されたコモンズの管理とその外部環境の

管理、及びその両者の循環においてコミュニティを機能的に定義している点にある(中庭2017:26)⁶。また、地域づくりの実践面では、この循環が収益を生みそれが分配されることに加え、それに関わるアクターは特定のセクターに限定されず主体的に参加・協力してその成果を主観的に評価すること、つまりそれに関わるアクターの主体的協力とその成果の主観的評価が強調される点にある(中庭2017:173-177)。

「当事者性」という視点からは、中庭の論考では戦後日本の地域開発に関するコミュニティの変化と対比して当事者性の変化を捉えることができる。中庭は人口の増減を指標として、戦後の地域政策を3期に分けている(中庭2017:15-21)。それに従えば、都市化が進展する人口増の時期では市民サービスの提供主体である行政が主に当事者性を帯びるが(「第1周目の地域政策」における「コミュニティ1.0」)、人口減少に転じる時期には行政の補完者としてのNPOが新たにサービス提供における当事者性をもつことになると考えられる(「第2周目の地域政策」における「コミュニティ2.0」)。

これに対して人口の減少を前提としなければならぬ現在の「第3周目の地域政策」における「コミュニティ3.0」では、行政以外のセクターや個人が、共通する関心から新たに設定されたコモンズをリソースとして参加し、行政と対等な立場で関与するとしている(中庭2017:20-21,174-175)。ここでの当事者性は、地域政策というアソシエーション的枠組みのもとしつつ、個々のアクターの個別的な関心とその充足を契機することで、アソシエーションとしてのサービスの提供と同時にパーソナルな享受の

⁶ この点では、後述の田所と同様に、コミュニティとはいえ目的志向性の強いアソシエーション的性質をもつものと理解でき、ここに現代社会的な側面を見ることができる。

側面をもつものとして捉えることができる。なお、中庭は地理的には大都市圏ではなく周縁部の事例を取り上げるが、都市からの距離そのものが資源になるなどの地域政策における「周縁のメリット」を強調している（中庭 2017: 170-174）。それは大都市部よりも地域社会の可視性が高い周縁部においてアクターとしての当事者性がより明瞭なることを指摘していると見ることができる。

田所（田所 2017）については前稿では「場所」という空間に関する論考として取り上げたが、当事者性という点からは次の論点を読み取ることができる。彼は現代社会の移動性に注目する視点からまちづくりにおける多様な個人の交流の重要性を指摘する（田所 2017: 117-118）。相互扶助的なコミュニティとは異なるコミュニティのあり方として、場所の共同利用が生むコミュニケーションにより多様性・流動性をもつ新しい人々のつながりがコミュニティ・カフェを題材に論じられ、そこでは利用者が日常とは異なるものに媒介されるという機能的な重要性が指摘される（田所 2017: 137-139, 147, 152-154）。当事者性という視点からは、カフェの運営者と同じく個々人の関心によってカフェを訪れる利用者にも主体的な当事者性を見ることができる。つまり場所というサービスの提供とその利用の両面において当事者性をみるのであり得るのである⁷。

当事者性の契機としての社会的装置

このように地域社会での課題が設定された場

合には、課題を達成するための社会的装置としてのアソシエーションに準拠して生活サービスの提供と享受の両面での当事者性が捉えられることが分かる。では、これに対して、地域課題のような共通の主題が認識されない生活空間において当事者性はいかに考えることができるだろうか。上記のような地域課題が主題化される認識は日常における地域社会や自己の生活の認識を前提すると想定され、そのあり方と強く関わることが考えられるからである。

前稿でも論じたように（城戸 2016）、機能化し汎用化した生活システムでは、これまで地域社会が生活要件を充足する上での固有のチャンネルとして次第に機能しなくなり、生活過程を通して地域社会やその成員としての自己は認識可能な形で表象されることは少ないと考えられる。また、個々人の日常的ニーズ自体が機能化・汎用化するならば、そこで現れる当事者性はそれに応じた生活チャンネルにおけるパーソナルな自己決定として表れることになる。その場合、現代の消費空間や情報空間に見られるように、地域社会は複数の生活チャンネルとその配置というパーソナルな享受のための汎用的な基準によって超地域的に意味づけられることになる⁸。

この点から、機能化し汎用化したニーズと生活チャンネルへの準拠として捉えた日常生活においては、当事者性はこうしたサービス享受の過程に埋め込まれて潜在化し、システムが機能不全に陥らない限りは顕在化しないと想定されるが、その場合もサービス享受における機能的

⁷ ここでは論じないが、田所のいうコンテンツツーリズムにおいては、データベース消費をおこなう観光客にイメージの創出者としての当事者性を見ることができる（田所 2017: 58-59）。

⁸ 消費における地域性に関しては、リッア（2004=2005）を参照のこと。情報空間の社会的汎用化と多義化については鈴木（2013）を参照のこと。

なユーザーとしてであろう。このような状況で個々人の認識を地域社会という中間領域に向かわせるには、日常の生活サービスの提供・利用において当事者性の契機となりうる何らかの社会的装置の設定を考えることが必要になる。

2.2 モバイル社会としての現代社会と「当事者性」

モバイル化する現代社会

機能化・汎用化と並ぶもう一つの現代社会の特徴が移動性である。前節でみたように田所は現代社会の特徴として移動性をあげていたが、これについてはJ. アーリの論考を参照し、この点から地域社会の表象・認識と当事者性について考察したい。

アーリは『モビリティーズ』において移動を特徴とする現代社会についての分析枠組みを提示している (Urry 2007=2015)。これについては以前の論文で現代的な社会関係のあり方に焦点を合わせて取り上げた (城戸 2017)。アーリは社会的ネットワークを様々な義務を伴うものと位置づけた上で (Urry 2007=2015: 342-346)、移動と個人化の進展により日常生活での時空間のパターンの非同期化を指摘し、「ネットワーク個人主義」の表現で時空間の拘束から解放される一方で、社会関係の維持に主体的なマネジメントにより非同期化した行為のパターンを同期化させることが必要となっていることを論じている (Urry 2007=2015: 257-259, 361-368)。また、拘束性・持続性が低い「弱い紐帯」の重要性を指摘し、同じ場所での「共在」と相互に「知る」「知られる」という社会的な認識の重要性を示している (Urry 2007=2015: 322-323,

352-362)。

この論考を展開させてアーリはエリオットとの共著において、離れた複数の場所を定期的に移動する生活の一般化に焦点をあわせ、「モバイル・ライフ」として再編される生活のあり方、それに対するテクノロジーがもつ個人的・社会的影響について批判的考察をおこなっている (Elliot and Urry 2010=2016)⁹。かれらは現代社会における社会形態のモバイル化によって日常の行為や他者との関係性を含めた自己が再編成され、他者との時間の共有に乏しい「脱伝統化」されている社会状況で「移動の途上にある生」を生きているとする (Elliot and Urry 2010=2016: 4-6)。かれらが描くモバイル・ライフとはこのように伝統や時間の共有に拠らない生を意味し、人々はデジタル化された様々なモビリティ・システムに依拠して「ネットワーク化」された他者との社会的コンテクストのもとで社会生活を送っている。そのためには「スケジューリング」が必要になるが、そこでは特に「移動中の」コミュニケーションを可能にする携帯電話などの小型化されたモビリティーズの利用が重要であり自己と不可分のものになることが示される (Elliot and Urry 2010=2016: 6-9, 16, 38)。

モバイル社会における共在と当事者性

彼らの論考の内、本稿に関連する論点を挙げれば以下ようになる。以前は近隣集団において生活が営まれ、移動は緩やかで仕事・余暇・消費・社会関係は「地域化」されていたが、現代のモビリティの領域においては、消費の様式に見られるように、近隣集団の水準を超えて生

⁹ 本稿では取り上げないが、同著では移動性の高い富裕層の「グローバルズ」と移動性の低い多くの社会層の間の分化と不平等化の指摘と、移動と化石燃料の関係から環境問題の視点から将来展望とを行っている。

活が営まれようになる (Elliot and Urry 2010=2016: 154-155)。それゆえモバイル化した現代において場所は帰属・定住するものではなく、訪れ経験するものとなる (Elliot and Urry 2010=2016: 160)。個人の生活において慣習の中での固定的・規範的形態により近親者の範囲でアイデンティティが形成されていたが、現代の流動的でモバイル化された生活では見通しがきかない一連の選択が迫られ、アイデンティティもモビリティにおいて個人化することになる (Elliot and Urry 2010=2016: 120-121)。デジタル化されたモビリティ・システムに依存に依存することにより個人はデータベース上の断片的情報となり、自己は唯一無二の個人ではなく、主体と客体の間でアイデンティティが「分断」される (Elliot and Urry 2010=2016: 9, 17)。家庭生活を維持するためのマネジメントにおいて示されるように、現代の「モバイルな関係性」は自由を含みつつ不確かで不安定な面を含むことになる (Elliot and Urry 2010=2016: 34-35, 49-50, 56, 130)。

こうした状況は生活において複数の居住地を同時に持ち定期的な長距離の移動を行わなくとも、現代人に当てはまる部分が多い。定期的な移動はなくとも、ライフヒストリーにおいて頻繁な転居をおこなう者や、前述のような機能的・汎用的な生活空間への依拠が「自明」と認識している者などは現住の地域社会への生活上の準拠が弱く、アーリの描くモバイル・ライフを自明のものに感じると考えられる¹⁰。このようにアーリが示すのはモバイル化した現代生活における生活チャンネルの機能的汎用化と脱地域化の側面である。そこではデジタル・システ

ムへの依存によって生活圏またはそこでの生活要件がモバイル化し、アプリケーション化して脱地域化するのである。

一方で、モバイル・ライフとしてアーリらが示す地理的な移動を内在するモバイル化した生活においても、社会生活上の課題として当事者性の契機となりうる他者との「共在」が認識され、デジタルデバイスなどによって表象されることの必要性が示されていることは重要である。ただし、アーリの論考からは、モバイル社会としての現代社会ではパーソナルな社会的領域での個人的な関心事に焦点があるといえる。そこに現代社会の社会的文脈における当事者性のあり方を見ることができるといえる。その場合に「共に在る」と認識されるのは、デジタル化されたモビリティ・システムに準拠した移動においても維持されるべき親密な社会空間と職業上の社会空間であり、それぞれでの社会的紐帯、あるいは共在すべき他者である。近隣のような生活圏を共有する自明な他者や集団は、モバイル化した生活においては帰属・定住すべき特定の場所として表象・認識されず、当事者性の社会的な準拠枠とはならないと想定される。

2.3 生活チャンネルの選択における「当事者性」

本章では当事者性の視点から現代社会について考察してきたが、そこで検討してきたのは現代社会の社会空間の認識の視点から捉えた、社会的文脈としての生活チャンネルの問題として整理できる。第1節では地域課題が社会的文脈として前景化された場合を対象とする論考を見てきたが、地域認識と当事者性の視点から機能

¹⁰ 阿部真大は現在の若者にとっての「地元」が、同世代的紐帯と脱地域的な郊外型消費施設からなる生活空間となっていることを論じている (阿部 2013)。

化・汎用化した生活サービスの授受に焦点を合わせて整理することから、生活サービスの提供と享受の両面で当事者性とそれを生み出す社会的装置の必要性を考察することができた。第2節でのアーリらの論考からは、日々の移動が常態となった現代社会では汎用的な生活チャンネルを利用するための機能的なデバイスの利用が重要であり、それによって個人的関心による生活のマネジメントが脱地域的な社会的文脈において営まれるが、一方で生活課題となったモバイル化した社会生活でのマネジメントにおいてパーソナル化した形での他者との「共在」が認識されることが示唆された。

これらを踏まえて、本稿では機能化・汎用化して脱地域化した現代的生活サービスの提供とその選択的享受における当事者性の契機を、生活サービスの提供と供給をめぐる社会的装置のあり方において考察したい。分析の対象とする地域情報化においても、現代人が用いる情報デバイスによって、生活空間が機能的には特定の地理的空間を前提としないモバイル化された状態と同様の状況にあると想定することができる。しかし、一方でわれわれが行うパーソナルな生活チャンネルの選択やそれによる生活空間のマネジメントは、地域社会において提供されるサービスの内容やそれを提供する社会的装置のあり方に規定されると考えられる。その点に地域社会を可視化して何らかの社会的「共在」を表象し、生活空間における「当事者性」を認識する契機となる可能性を想定するのである。

このように生活要件を通した生活圏の認識を期待するためには、「地域社会を枠組みとする」新しい生活チャンネルとしての地域情報ネットワークのあり方を検討しなければならない。次章では、白杵市の事例を手がかりとして、この

点について考察する。

3. 白杵市の地域情報化事業にみる地域社会の認識と当事者性

3.1 本研究からみた白杵市の地域情報化の特徴と意義

これまでも分析事例として大分県白杵市を取り上げてきた。同市の地域情報化事業は1999（平成11）年度のケーブルネットワークの整備事業に始まる（城戸 2002）。それを地域社会の通信基盤とし、それ以降も各々の時期に求められる課題に対応するために事業が継続して取り組まれている。繰り返しになるが、同市が事例として持っている研究上の特徴をまず確認したい。

第1に同市の地域情報化事業が情報化自体を目的とした単発の基盤整備事業ではなく、中心市街の活性化、防災、福祉などの地域課題の解決手段の一つとして位置づけられ、後述のように展開されてきた点にある。これは事業が一面的に情報通信という技術的利便性の観点からではなく、事業において地域社会を全体的に把握する観点から導かれたものであり、この点で地域社会の認識という本稿の課題に合致する特徴を持っていると考えられる。第2に、事業の継続において、基盤整備やその利活用の施策が以下の事例にからもわかるように行政や地域社会の主体的による判断による営為として見ることができる点である。これは本稿のもう一つの論点である地域社会における「当事者性」と関連する点である。

加えて、これまでも指摘してきたように、白杵市の地域情報化と関連のある大分県の地域情報化においては、後述のように1980年代以来、関

連するセクターが共通課題を見だし、協働して解決することを通して情報化を通じた新しい地域社会の認識が形成されることを見ることができた（城戸 2004, 2008, 2009, 2015）。この点からも、臼杵市の事例からは地域社会における主体的な情報化の継続性と協働性を考察することができるのである。

3.2 臼杵市の地域情報化事業の概要（2017年度-2018年度）

上記の特徴を持つ臼杵市の地域情報化事業は地域イントラネットの整備と活用を中核に進められてきた¹¹。前稿で述べたように、臼杵市の地域情報化事業は2015年度から2016年度にかけて大きく転換した（城戸 2018）。1つはイントラネットの利用の拡大であり、1つは施設の利用転換を含む事業の整理である。この節では2018年度に行った調査をもとに、その概要を前章で示した論点から整理してみたい。

地域イントラネット

臼杵市の地域イントラネット事業はケーブルテレビ事業を中核として取り組まれているが、2012年度から当初同軸ケーブルで整備された臼杵地域の基幹回線を光ケーブルへと更新・高度化する整備事業が市の予算によって行われている。2017年度は市街地の南部地域で伝送路の光

化を実施し、2018年度は市の北部地域での整備が行われた。当初完成年度は2019年度が予定されていたが、人件費の高騰など当初の条件が変わったため、臼杵地域の残りの地域と野津地域については予定より遅れることが見込まれている。この伝送路の光化に関しては下記のケーブルテレビの4K対応などと同様に、全域の完成までは同軸ケーブルの地区との格差が生じるが、その是正については市の行政課題と捉えられている。

この基盤整備と合わせて、2018年度はイントラネットの行政利用として、水源地の管理をイントラネットに接続する事業が行われた。別稿でもすでに触れたように、市が利用しているネットワーク回線を民間から地域イントラに切り替えることで経費の節減にもつなげることが地域イントラネットの事業の狙いの1つとなっている。

ケーブルテレビ事業

ケーブルテレビ事業は2016年4月にそれまで運営委託されていた臼杵ケーブルネット（以下、臼杵ケーブル）が事業主体となる「公設民営」での運営に移行しているが¹²、2018年8月の調査時点で世帯加入率は82%を超えていた（数値は臼杵市総務課による）。前述の伝送路の光化によってケーブルネットが提供できるサービ

¹¹ 臼杵市のケーブルネットワーク事業については臼杵市ホームページの「臼杵市ケーブルネットワークセンター事業」のページを参照のこと（2019年6月29日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/categories/shimin/jorei/catv/>）。

¹² 臼杵市のケーブルテレビ事業は2016年4月より公設民営化され、それまで運営委託されていた臼杵ケーブルネットが事業主体となっている。臼杵ケーブルネット（以下、臼杵ケーブル）は当初は臼杵市が中心に出資する第3セクターとして発足したが、2013年にインターネット事業の委託先であった大分市の大分ケーブルテレコムが株式の51%を取得し、同社のグループ企業となっている（城戸 2016）。臼杵ケーブルの事業については同社ホームページを参照のこと（2019年6月29日取得、<http://unet.co.jp/>）。また、大分ケーブルテレコムは2016年に全国大手ケーブルテレビ局 J:COM のグループ企業となっている。同社の事業についてはホームページを参照のこと（2019年6月29日取得、<http://www.jcom.oct-net.ne.jp/>）。

スが向上するため、伝送路の光化を進める上での政策上の目標値である世帯加入率83%は達成できると市では考えている。なお、普及率の増加は事業運営の面だけからではなく、ケーブルテレビ事業の目的の1つに行政から市民への防災情報の効果的な伝達があり、この行政課題を達成する手段としてケーブルテレビを位置づける上で大きな意味を持っているのである。

ケーブルテレビ事業での喫緊の課題は2018年12月からBSで本放送が始まった4K放送、その後の8K放送への対応である¹³。4K放送への対応は前述のように公設民営の運営形態を取ることから、通信基盤としての伝送路と施設の整備を市が受け持ち、放送に関する機器などの更新は白杵ケーブルが負担して進めていく。白杵ケーブルは4Kについてはパススルーでの対応を予定しているが、これには伝送路の整備がまだ完了しないため、それに対応しない同軸ケーブルの契約者へは別途4Kチューナーのセットトップボックス¹⁴等による対応することが検討されている。白杵ケーブルでは情報番組やニュース番組などの自主放送を制作しているが、機器の整備等の面でまだ4K放送への対応は時間がかかると考えられている。また、今後の8K放送については、行政の行う伝送路の光化が完了した時点で、ケーブルテレビの事業主体である白杵ケーブルが事業展開の観点から検討することになるとしていた。

地域イントラネットとケーブルテレビとの関連では、市が指定する二次避難所への災害情報

ボックスの整備が注目すべき点として挙げられる。これはケーブルテレビの伝送路を活用し、商用インターネット接続サービスを災害時に限定して無線で利用できるようにするものである。費用を市が負担して2016年度から整備が進み、公民館、コミュニティセンター、小中学校の体育館に無線装置を設置している。現在は白杵地域での整備が進められ、野津地域については白杵地区のネットワークの光化が完成した後に対応する予定である。

前述のように災害情報を市民に提供することは地域情報化事業の重要な目的であるが、公設民営化によって行政と民間ケーブル局が協働してすすめる形となった。そのため市では今後、市が指定する二次避難所以外から設置の要望が出された場合、商用通信回線を提供している事業者からの了解が得られるかが課題になると考えている。ただ、無線と光の通信網のハイブリッドによる情報発信が望ましいと考えている。

地域イントラネットの活用

白杵市の地域イントラネット事業における地域利用の中心といえるのが、「うすき石仏ねっと」(以下、石仏ねっと)である¹⁵(城戸 2015, 2018)。これは地域イントラネットを活用し、市内の医療機関、調剤薬局、歯科医院、訪問看護、介護の施設が連携し電子化した情報を相互利用するシステムであり、参加機関・施設からなる運営協議会によって運営されている。これ

¹³ 4K放送、8K放送については総務省ホームページ「4K放送・8K放送情報サイト」を参照のこと(2019年6月29日取得、http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/4k8k_suishin.html)

¹⁴ ケーブルテレビ局から送られてきた放送信号をテレビで視聴可能なものに変換する装置。白杵ケーブルネットではBSや有料チャンネルの利用者に配布されている(2019年6月29日取得、<http://unet.co.jp/service/tv/>)。

¹⁵ うすき石仏ねっとについては、同ホームページを参照のこと(2019年6月29日取得、<http://www.us.oct-net.jp/cosmosib/>)。

は参加施設間で健診（医療情報）を共有することが目的であるが、これによって参加する市民や各機関にとっては薬剤の飲み合わせの把握や健診情報の管理ができることが利点であり、また行政にとっては無駄な受診や投薬がなくなることで医療費の削減にもつながることが期待されている。当初は人口の2分の1にあたる18,000人の加入を目標としていたが、2018年の調査時点ですでに19,000名を超えている（数値は臼杵市総務課による）。

石仏ねっとは以前からの個人利用の要望に応えるため、2018年5月より子育て支援アプリとして電子母子手帳アプリ「ちあほっと」を導入している¹⁶。これは利用者本人の同意の上で、母子手帳の機能に加えて石仏ねっつとに接続する機能を加えたもので、予防接種情報や乳幼児健診結果を個人で利用することができる。個人の端末とのデータの授受になるが、アプリと石仏ねっつの番号の振り替えやニックネームの登録などによって個人を特定する情報を持たない形できるようにし、石仏ねっつの情報や個人情報についてのセキュリティを確保できるようにしている。この様に、臼杵市では石仏ねっつが生涯にわたって市民の健康管理に活用できるシステムとなることを目標として考えている。

また、石仏ねっとは臼杵市医師会が豊後高田市医師会との広域利用を目的に、2017年に総務省の補助事業「クラウド型EHR高度化事業」¹⁷

を受けており、補助事業の終了後2018年5月に本格稼働している。これには臼杵市医師会のほか大分市医師会¹⁸、津久見市医師会、宇佐高田医師会（豊後高田市の医院のみ）が参加している。野津地域の医療機関は大野医師会に所属するため、石仏ねっとの参加医院として参加している。臼杵市にとってはこの広域利用によって市民が受診・健診を受ける市外の医院のデータを利用することができるようになることが利点となり、今後も医療機関に参加を求めていくことを考えている。

また、2017年の調査では、もう一つの地域イントラネットの利活用事業として2015年度から始められた「認知症患者を見守る徘徊検知ソリューションの実証実験」¹⁹は、高齢者だけでなく学童の見守りにも範囲を広げた事業として計画されていたが（城戸2018）、両方の担当課の意向から本格稼働は行わないこととなった。

このほか、行政での地域イントラの広域利用としては、大分市、由布市、豊後大野市と体育施設予約を共同で行う予定である（2019年4月稼働予定）。これについて、他市からの利用者の増加により市民の利用に支障が出る懸念されていた。

また、防災に関して臼杵市は2020年度までに防災情報無線のデジタル化を進めている。所管は総務課防災危機管理室で、情報担当は防災サーバを設置することで同事業に関与してい

¹⁶ 電子母子手帳アプリ「ちあほっと」は子ども子育て課の所管となる。これについては臼杵市ホームページを参照のこと（2019年6月29日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014020500134/>）。

¹⁷ クラウド型EHR高度化事業については、総務省ホームページ「クラウド型EHR高度化事業に係る提案の公募」（平成28年12月22日）（2019年6月29日取得、http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_04000271.html）を参照のこと。

¹⁸ 大分市には大分市医師会の他、大分郡市医師会（鶴崎・明野・植田・大南地区および由布市）、大分東医師会（大在、坂ノ市、佐賀関地区）の3医師会があるため、大分市の全医療機関が参加しているのではない。

¹⁹ 実証実験の詳細については、提携企業であるWireless City Planning株式会社のプレスリリース（2015年11月7日）を参照のこと（2019年6月29日取得、<http://www.wirelesscity.jp/info/press/2015/10/beacon.html>）。

る。総務課から防災データを入力すると緊急速報、職員向けメール、ケーブルテレビのL字画面に自動転送されるシステムとなっている。今回の事業は野津地区のJアラート対応と屋外スピーカが対象であり、市民への伝達が残されている。これには無線での対応が検討されているが、情報担当では無線が利用できない地域ではケーブルでの対応になるとの考えである。これに関して別にケーブルネットワークを使用してケーブル独自の防災情報の発信が考えられるとの見解であった。

最後に、当初の臼杵市の地域情報化事業の柱の1つであったパソコン教室は、前稿で述べたように施設の多目的への改装にともない2016年度から会場を臼杵市中央公民館に移して開講されていたが(城戸 2018)、利用者の減少により2018年度からは総務課の企画としては開講しないこととなった²⁰。今後は市民向けの講座は要望があれば社会教育課で企画することになる。これまでも述べてきたように、コンピューターリテラシーを情報担当が所管していたことが当初の臼杵市の地域情報化事業の特徴であった。これが生涯教育分野に移ることはコンピューターリテラシーの地域社会での普及の結果であると同時に、求められる地域情報化自体の方向が転換し、ケーブルテレビ事業の官設民営化、情報関連施設の目的転換とともに同市の地域情報化事業が完全に次の段階に入ったことを示すものといえる。

3.3 臼杵市の事例が本研究に対して示唆するもの

前史としての大分県での地域情報化

本稿の課題は、生活空間の認識を地域社会での生活の当事者という視点から見直すことにあった。では、この点から臼杵市の事例はいかに評価できるのだろうか。

これを考察するために、まず、この論点から臼杵市の地域情報化の前史ともいえる大分県での地域情報化について見てみたい。これまでの論考でも指摘してきたように、1980年代半ば以降の大分県の地域情報化の特徴は、地域社会の共通課題として情報格差を認識し、その解決のために諸セクターや個人の間での共同が模索され、それによって「地域情報化」を準拠枠とした新しい地域社会の認識が整理した点にあった(城戸 2004, 2008, 2009, 2015)。1985年にデータベースの勉強会から発展した任意団体のコアラがパソコン通信サービスを提供したことが始まりだが、そこには情報通信に関心をもつユーザーが各セクターから組織の枠を超えて集まっており、その活動には情報格差の解消という地域課題の当事者としての協働を見ることができ²¹。

また、これ以降、地域社会でのさらなる格差解消を全県ネットワークの構築などの県の事業として展開する際にも、行政に限定せず他の公共機関や民間の利用を前提とした制度設計をおこない、関連機関・団体が参加した運営協議会を設置して運営を行っており、そこにはアソシ

²⁰ 施設の改装前はNPO法人シニアネット大分臼杵支部がパソコン教室とヘルプデスクを開設していたが(城戸 2004, 2007)、これも臼杵市中央公民館に移っている。同支部については以下を参照のこと(2019年6月29日取得, <https://sno-oita.sakura.ne.jp/usuki/index.html>)。

²¹ 当初はユーザーグループとして発足したコアラ(現、株式会社コアラ)は1990年代までの大分県の地域情報化において大きな牽引的役割を果たして来た。その活動については同社ホームページ(2019年6月30日取得, <http://www.coara.or.jp/>)および尾野(1994)を参照のこと。

エーションのレベルでのユーザーとしての当事者性を見ることができるとしている²²。この様に、大分県の地域情報化では、地域課題としての地域情報化の認識とその解決のための協働の枠組みの2点において、情報通信の視点からの地域社会の認識と当事者性の認識が形成されたと理解することができる。

臼杵市の地域情報化事業の展開

このような背景をもつ臼杵市の地域情報化事業は、生活空間としての地域社会の認識とそこでの当事者性の2点から以下のように実証実験の時期、本サービス開始後の時期、公設民営化後の時期の3期に分けて整理することができる。

臼杵市の地域情報事業は総務省の補助金を受けた新世代ケーブルテレビの実証実験を中心として始まったが、それは前市長の市政改革の一環として構想されたものだった(城戸 2002)。ここでは住民の市政参加の理念をもとに住民と市とのコミュニケーション、さらには情報通信を介した住民相互の関係構築が重視されていた。前者に関しては、インターネットサービスはこの実証実験に位置づけられ、利用者は参加条件としてインターネットを介した行政評価の

回答などが義務づけられていた。また、後者については情報リテラシーを学習するための「ふれあい情報センター」(以下、情報センター)が基幹施設として整備されたが、そこでは特に高齢者を対象としてインターネットの利用が住民相互の交流につながることを期待されていた。このように、事業の開始時期には、市政改革という目標と強く結びついていたため、ケーブルテレビを中心とする地域情報化事業は、住民に生活圏としての臼杵市を認識させ、また地域社会の当事者としての意識が生まれる役割を期待されていたと評価することができる²³。

その後、2004年に市が正式に放送事業者の資格を取得して本サービスが開始された。この時期は通信事業者としての市が行政サービスとしてのケーブルテレビ事業と地域イントラネットの利活用における行政課題に取り組むことが中心となった。重要なものを挙げれば、2006年の野津町との合併にともなうエリア拡大が挙げられる(城戸 2007)。これは、合併協議における重要事項であり、新市における情報格差の是正という行政課題に対応するものであった。また、政府の政策による放送・通信サービスの高度化への対応として、この時期にはテレビ放送のデジタル化への対応が行われた(城戸

²² ダイヤルアップ接続の時期には1990年より県内に複数のアクセスポイントを設けて1分10円での利用を可能にするために「豊の国情報ネットワーク」が運用された。これについては尾野(1994)および城戸(1997)を参照のこと。また、現在は政府のブロードバンド政策を踏まえて、2001年より「豊の国ハイパーネットワーク」が運用されている。これは県と市町村が共同で補助事業を申請して整備し、2003年に運用を開始した大分県の基幹ネットワークである。設計時点から行政だけでなく民間の利用も前提にされ、利用者が参加する運営協議会で運営されている(城戸 2000)。豊の国ハイパーネットワークについては大分県情報政策課のホームページを参照のこと(2019年6月30日取得、<http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/hyper.html>)。また、この豊の国ハイパーネットワークを基幹ネットとして利用する県内の事業者が共同で運営する施設として大分県デジタルネットワークセンターが、大分県とケーブルテレビ事業者の出資により2002年に設置されている。詳しくは同ホームページを参照のこと(2019年6月30日取得、<http://www.oita-dnc.jp/>)。

²³ 当時の市長は前述のコアラの発足当時からの中核的会員である(尾野 1994; 城戸 2002)。パソコン通信によって地域社会への参加をすすめるという当時のコアラの理念と活動が、当初の臼杵市の地域情報化事業の性格を規定していたと考えられる。

2007)。これらは地域社会の情報通信の事業主体としての行政の当事者性が前景に現れているといえる。地域社会の認識という点では、地域イントラネットの利活用として、臼杵市医師会がカルテの電子化を目的にしたVPNによるネットワーク利用が2006年より始まり2008年に全病院が接続している（城戸 2015）。これは前述の石仏ねっつにつながる活動であり、アソシエーションの協働を通じた地域社会の可視化につながるものといえる。しかし、その一方で、情報リテラシーに関しては、社会でのPCやインターネットの利用が一般化する中で情報センターのパソコン教室の利用者が漸減し、また情報センターを利用するユーザーグループの活動があったものの²⁴、当初期待されていたように効果が地域社会に広がることは難しかったようである²⁵。この時期、地域情報化事業は基盤整備やサービスの提供が中心となるため、当初期待されたようにユーザーレベルで地域社会を可視化し、当事者意識を生むことは後景に下がっていたと考えられる。

2016年以降の公設民営化以後については前節で述べたが、この時期については以下のことがいえる。まず、ケーブルネットワークに関しては、基盤の更新、情報環境の高度化、高画質放送への対応においては、それまでの業務委託関

係とは異なり、行政と臼杵ケーブルネットという異なる組織による業務の分担と協働という形式をとっている。特に臼杵ケーブルネットについては放送の業務だけでなく、運営に関してこれまで以上に地域サービスを行う事業体としての当事者性が求められることになる。また、地域イントラネット利用においては、関連分野が連携することで地域社会のアソシエーションの協働が形成されるが、それは業務における個々の当事者性がこの協働によって地域化し、また広域化することを意味している。さらに、石仏ねっつとはアプリケーションによる個人利用が可能になったが、それは単に個人人の利便性の向上だけでなく、地域サービスへの参加による自己管理の契機という点で、地域社会での生活主体として機能的な位相で地域社会を認識し、新たな当事者性につながるものと想定される。

臼杵市の事例における地域社会の可視化と当事者性

地域情報化という位相において生活空間の可視化と当事者性の認識は、情報通信システムによる機能的サービスに社会や個人人の生活が依拠する中で考えなければならない。臼杵市の事例からはこの機能的サービスはそれを担うエージェントの性質から複数の位相において捉えら

²⁴ 前述のシニアネット大分臼杵支部のほかに、臼杵市の高齢者教育事業「亀城学園」でのPC講座の修了者を中心とする亀城大学パソコンクラブが情報センターのパソコン室を利用していた。亀城学園については臼杵市ホームページの「高齢者教育」を参照のこと（2019年6月30日取得、<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014021000107/>）。また、亀城大学パソコンクラブについては同クラブホームページおよび城戸（2007）を参照のこと（2019年6月30日取得、<http://www9.plala.or.jp/kaoshun/kidai.html>）。

²⁵ 臼杵市でのインターネットサービスは当初から外部事業者による業務委託する形で行われてきた。ケーブルテレビが地域社会を可視化できたのとは異なり、実験の終了後にファイル交換ソフトの利用に制限をかける必要に迫られたように次第にパーソナルな利用が中心になっていた（城戸 2004）。それは一般的なインターネット利用者の性向であるといえるが、また臼杵市に限定されるドメインを持ってなかったことが地域社会の可視化という点で期待されたようにユーザーグループが生まれなかったことも関連していると思われる（城戸 2008）。

れることが分かる。第1は情報基盤や基本的サービスに関わる基幹的機関・組織であり基礎的なレベルでの当事者性をもつとともに業務エリアという領域性を前提に地域社会を可視化すると考えられる。臼杵市の事例では市役所と臼杵ケーブルネットがこれに当たる。第2は地域イントラネットの利活用に見られるような地域社会の生活分野におけるアソシエーションの位相である。ここでは機能的に前者の基幹的位相に依拠しつつ生活要件に関わるアソシエーションが機能的サービスを提供している。これに関してはアソシエーション間の協働によって、地域社会でのサービス提供の当事者としての意義が協働の社会的装置として前景化するとともに、提供する情報システムによって生活要件において機能的にも地域社会を可視化する可能性を考えられる。第3は基幹的位相とアソシエーション的位相に依拠した住民のサービス利用の位相である。このサービス利用の位相ではアプリケーションという機能的装置を利用しながら、地域社会が提供するサービスへの自主的参加によって機能的サービスを通して地域社会が可視化され、それによる地域社会での生活の自己管理の点において生活圏でのサービス利用の当事者という認識の契機となることが期待できる。

これは、地域社会の認識にも当事者性という点においても、これまでのように全体性や自明性を前提とできない現代社会の特性を踏まえての試論である。ここでは情報ユーザー相互の協働については触れていないが、それは本研究の課題がその前提となる地域社会の生活者としての生活圏と主体性の認識の様態や要件を検討することにあるからである。次章では本稿のまとめとして、この点からこれまでの考察を整理す

る。

4. 機能化した社会空間における「当事者性」とは何か

4.1 生活圏の認識における生活サービスの社会的装置の意味

本稿では生活サービスの提供と享受の両面における自発的関与において「当事者性」を捉え、その視点から現代の地域社会における認識と表象のあり方を考察してきた。以下、その整理を行うとともに、今後の展望を示したい。

これまで述べてきたように現代社会の生活サービスの提供と享受においては機能化と汎用化が進んでおり、生活要件の充足を行う生活チャンネルもそれまでの地域社会に依拠する形態から脱地域的で選択性の高い汎用的な形態へと置き換わっている。社会において他者と「共に在る」ことの意味はこのような地域的領域を越えた機能的・汎用的チャンネルに媒介されたパーソナルな選択の結果となり、これまでのように地域社会の表象と認識は日常の生活過程とは結びつかなくなっている。それではこのような生活圏において、「当事者性」の視点から地域社会に「共に在る」ということはいかに捉えられるだろうか。

第2章で見たように、機能化し汎用化した生活空間においてはその帰結として、現代人には生活チャンネルの選択とそれによる生活空間のマネジメントが必要なものとなっている。この生活者側の要件はパーソナルなニーズを起点としながらも、汎用的システムによるリソースの合理的処理に依存するという点で機能的には受動的なものといえる。さらには情報処理技術のさらなる高度化により、生活要件の提供と充足

はデジタル的に自動化の方向に進みつつある²⁶。このような合理化・自動化は生活サービスの提供と享受における社会的な過程を先端技術によってショートカットすることであり、それによりその中間過程はますます非社会化されると想定できる。ならば地域社会はさらに不可視化し、地域社会に対するわれわれの当事者性は意味を失うのだろうか。

一方で、先行研究の検討からは生活サービスの提供と享受においても当事者性の可能性が見いだされた。山崎や中庭の論考にあるように、「地域」を準拠枠とするサービスの提供と利用を通じた地域社会への関与において当事者性が見いだせる。例えば、山崎の示す事例は、地域認識の契機として行政の事業が機能し、またそれへの参加がもたらした当事者性が施設の利用者としての当事者性として継続することを含意しているのである。パーソナルなマネジメントとは異なる文脈で生活サービスの提供と享受に社会的に関与することによって、地域社会において「共に在る」ことが表象され認識されるのである。

上記のように、生活者の生活上のマネジメントを地域社会に媒介することを考える上で重要になるのは、生活サービスを提供するチャンネルのもつ社会性である。それはサービス享受における相互性や他者との共在を可視化することで地域社会の生活圏を認識可能にする「社会的装置」の形態として考えることができる²⁷。提供するサービス自体は機能的で汎用的であっ

ても、それを生活要件として地域社会内にある人々に提供するチャンネルは地域社会に適合した形態で設計されることが必要である。それによって地域社会を準拠枠として提示する条件ができれば、そのような生活サービスの利用においても地域社会に向かう当事者性を見いだすことができなだろうか。

4.2 臼杵市の事例から見る「当事者性」の複相性

前稿では臼杵市の事例を踏まえて、地域社会で「共に在る」生活空間が複相性をもつこと、また、機能的な生活サービスにおいても相互的文脈を生活者に対して可読化する可能性があることを考察した(城戸 2018)。これを本稿の「当事者性」の視点から捉え直してみよう。前章での臼杵市の事例の評価でも示したように、本稿で「当事者性」は個人やサービスの享受においてだけでなく、組織体やサービスの提供においても捉えられるべきものとして考えている。ここでは地域情報化における「当事者性」を生活空間の複相性と対応させて3つの位相が想定される。

第1は地域社会の領域性に基づく位相であり、そこでは情報通信事業の業務の範囲として地域社会が表象されて認識可能となると考えられる。臼杵市の地域情報化事業においては、その経緯から自治体が該当し、市民サービスの提供主体として情報通信基盤の運営を主体的に行っている。地方の地域社会においては、商用

²⁶ 例えば、スマートスピーカーは音声入力機能を持ち、無線により接続された各サービスのサーバによってインターネット上の各種のサービスやユーザー宅内でのIoTによる機器制御を行うアシスタントとしての機能を持っている。これは生活サービスの選択・享受における自動化であり、生活要件とその充足がデジタルエコノミーのリソースとして合理化されることとして理解できる。

²⁷ 地域情報化における社会的装置については、別稿で大分県や臼杵市などでの事例をもとに、情報化を社会的過程として捉えて地域社会を認識可能なものとして可視化する働きをもつことを考察している(城戸 2008)。

資本による基盤整備が進まないため、地方の地域社会において地域情報化を自主的に進めるためには自治体が当事者となる必要がある。また、ここには地域情報化事業のエージェントとしてケーブルテレビ局を含めて考えることができる²⁸。

第2は地域イントラネットを利用した生活機能の提供機関としての地域内のアソシエーションとその連携組織の位相である。臼杵市の事例では、石仏ねっとが当てはまる。関連する生活サービスの分野の機関が連携して医療情報の活用をおこなう新たな社会的装置に準拠することで、これまでとは異なる形でアソシエーションの業務の領域として地域社会が表象されて、そこからこのサービス提供者の組織体が地域社会に対する新たな当事者性をもちうることができる。なお、臼杵市の事例では市域を越える広域利用が地域情報化事業の展開の焦点となっていたが、それはシステム的には超地域的な情報通信の利用であっても、市内の利用者が医療サービスを市外で広域的に享受している状況に対応するためのものであり、「地域を志向するシステムの広域化」と考えることができる。この広域性は第1の位相の領域性とは異なる、第2の位相での生活サービスとしての特性により求められるものと言える。この点に地域社会の情報サービスの利便性を高めるという当事者性の現れを見ることができる。

第3はサービスの享受という利用者の位相であり、石仏ねっとへの加入に見られるように、地域社会が自主的に提供する生活サービスの自発的选择という点で当事者性の現れを見ることができる。それは健康の自己管理という主体的

事柄であり、また、そのアプリ化は機能的・汎用的な情報通信サービスを用いたデバイスによる自己管理という点で当事者性がより明瞭に現れると考えられる。そこにはパーソナルな関心によるとはいえ、利用者が生活チャンネルを選択し、地域社会の生活圏において要件を充足する場合に現れる当事者性を想定することができる。

このように複相的に措定される当事者性は、それまでの包括的で自明な地域認識に基づく相互性に依拠する住民や団体という文脈に依拠する当事者性とは異なり、生活サービスの提供・享受におけるチャンネル選択という機能的な文脈において捉えられるものである。このように当事者性を複数の社会的位相で考察することから、複相的・多元的な生活空間となった地域社会の認識と表象を多面的に捉えることを試みるのである。

ここで考察したものは、これまでの対面的空間あるいは情報空間での直接的な相互性とは異なる、機能的な平面での間接的な相互性のあり方であり、そこにおいて想定される現代的な地域認識と表象のあり方である。それは前景化された特定の顕像として現れるものではなく、日常的には潜像として後景にあるものと仮定することができる。日常の生活過程が地域社会での直接的で可視的な相互性を生み出しにくい現代社会においては、これを地域社会の表象と認識のひとつの形態として位置づけることができるかもしれない。

そして、そのような地域社会の表象と認識はただ日常生活の背後にあるだけとは考えない。第1章で触れたように、われわれが地域課題を

²⁸ ただし、公設民営化以後のケーブルテレビ局については、自立的運営、番組制作、提供企業との関係などにおいて、行政とは異なる立場からの当事者性をもつことには注意しなくてはならない。

考え取り組む場合には、それ自体が前景化することはなくとも、課題を地域のものとして認識し表象する際に準拠することが可能な認識的前提として機能することを想定しているのである。今後の課題として、この場合に享受者としての当事者の位相にある個々人に認識的な転換が生じるのか、さらにそれが地域社会とそこで課題への関与に導くのかを明らかにしなくてはならない。また、これを可能にするような汎用的生活サービスを地域化する社会的装置のあり方がさらに考察されねばならない。臼杵市での地域情報化事業はこの論点を考察するにふさわしい事例を提供してくれている。今後も同市での事業の推移を追うことでこの考察を深めていきたい。

参考文献

- 阿部真大, 2013, 『地方にこもる若者たち——都会と田舎の間に出現した新しい社会』朝日新聞出版。
- 「新しい公共」円卓会議, 2010, 『「新しい公共」宣言』(2019年8月3日取得, <http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/declaration-nihongo.pdf>)。
- Elliot, A. and Urry, J., 2010, *Mobile Lives*, Routledge, London. (=2016, 遠藤英樹監訳『モバイル・ライブズ——「移動」が社会を変える』, ミネルヴァ書房。)
- 城戸秀之, 2000, 「地域情報化における情報ネットワークの『公共性』について——大分県の事例をもとに」, 『経済学論集』第53号, 鹿児島大学経済学会, 1-22ページ。
- , 2002, 「地域社会の「中」での情報化とは何か——大分県臼杵市の地域情報化基盤整備事業を事例として」, 『経済学論集』第58号, 鹿児島大学経済学会, 45-65ページ。
- , 2004, 『IT化が進む現代日本における地域情報ネットワークの社会的構造に関する研究』平成14年度・平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))(研究代表者 城戸秀之)研究成果報告書。
- , 2007, 「ユビキタスネットワーク社会における地域社会の多元的情報化について——大分県臼杵市の事例をもとに」『経済学論集』第56号, 鹿児島大学経済学会, 21-40ページ。
- , 2008, 『「社会的過程」としての地域情報化——地域情報化における『社会認識』に関する試論』, 『経済学論集』第70号, 鹿児島大学経済学会, 15-27ページ。
- , 2009, 「地域情報化におけるリスクとソーシャル・キャピタル——大分県の事例をもとに」, 『西日本社会学会年報』第7号, 西日本社会学会, 29-44ページ。
- , 2014, 「現代社会における社会空間の変容と地域情報化の社会的位相に関する試論——大分県3市のケーブルテレビ事業を事例として」, 『経済学論集』第83号, 鹿児島大学法文学部, 57-74ページ。
- , 2015, 「地域再生における地域情報化の社会的役割について——大分県臼杵市の事例をもとに」, 『経済学論集』第85号, 鹿児島大学法文学部, 23-39ページ。
- , 2016, 「現代社会論からみた地域社会の認識と地域情報化に関する試論——大分県臼杵市の事例をもとに——」『経済学論集』第87号, 鹿児島大学法文学部, 1-21ページ。
- , 2017, 「生活圏としての地域社会の可視化に関する現代社会論からの試論——大分県臼杵市を事例として——」『経済学論集』第89号, 鹿児島大学法文学部, 1-16ページ。
- , 2018, 「生活圏としての地域社会の社会的認識に関する現代社会論からの試論——大分県臼杵市を事例として——」『経済学論集』第91号, 鹿児島大学法文学部, 1-19ページ。
- 森谷 健, 2002, 「立ち現れる地域情報——地域社会概念からの検討」, 『社会情報学研究』2002年第6号, 日本社会情報学会, 65-77ページ。
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店。
- 中庭光彦, 2017, 『コミュニティ3.0——地域バージョンアップの論理』水曜社。
- 農林水産省, 2018, 『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集』(2019年8月3日取得, <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/set00zentai.pdf>)。
- 尾野 徹, 1994, 『電脳国「COARA」——パソコン通信・インターネットがつくるグローバルな地方』, エーアイ出版。
- Ritzer, M., 2004, *The Globalization of Nothing*, Pine Forge Press, London and Delhi. (= 正岡寛司監訳, 山本徹夫・山本光子訳『無のグローバル化』, 明石書店, 2005年。)
- 社会的責任に関する円卓会議, 2010, 『私たちの社

- 会的責任』宣言——『協働の力』で新しい公共を実現する』(2019年8月3日取得, http://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/forum/meetings/files/documents/sr_sengen.pdf).
- 鈴木謙介, 2013, 『ウェブ社会のゆくえ』NHK出版.
- 田所承己, 2017, 『場所とつながる／場所ですつながる』弘文堂.
- Urry, J., 2007, *Mobilities*, Polity Press, Cambridge. (= 吉原直樹・伊藤嘉高訳『モビリティーズ——移動の社会学』作品社, 2015年.)
- 山崎亮, 2012, 『コミュニティデザインの時代——自分たちで「まち」をつくる』中央公論社.
- 吉田祐一郎, 2016, 「子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察—地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて—」『四天王寺大学紀要』第62号, 355–368ページ.
- 得, <http://www.wirelesscity.jp/>

参考ウェブサイト

- 内閣府「新しい公共」 2019年8月3日取得, <http://www5.cao.go.jp/npc/>
- 内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 2019年8月3日取得, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>
- 総務省 2019年8月3日取得, <http://www.soumu.go.jp/>
- 大分県 2019年6月30日取得, <http://www.pref.oita.jp/>
- 大分県デジタルネットワークセンター株式会社 2019年6月30日取得, <http://www.oita-dnc.jp/index.html>
- 白杵市 2019年6月29日取得, <http://www.city.usuki.oita.jp/>
- 白杵市ケーブルネットワークセンター事業 2019年6月29日取得, <https://www.city.usuki.oita.jp/categories/shimin/jorei/catv/>
- 白杵ケーブルネットワーク株式会社 2019年6月29日取得, <http://unet.co.jp/>
- うすき石仏ねっと 2019年6月29日取得, <http://www.us.oct-net.jp/cosmosib/>
- 大分ケーブルテレコム株式会社 2019年6月29日取得, <http://www.jcom.oct-net.ne.jp/>
- NPO 法人シニアネット大分白杵支部 2019年6月29日取得, <https://sno-oita.sakura.ne.jp/usuki/index.html>
- 亀城大学パソコンクラブ 2019年6月30日取得, <http://www9.plala.or.jp/kaoshun/kidai.html>
- 株式会社コアラ 2019年6月30日取得, <http://www.coara.or.jp/>
- Wireless City Planning 株式会社 2019年6月29日取